

公益財団法人朝鮮奨学会

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人朝鮮奨学会(以下「この法人」という。)定款第59条第2項に基づき、この法人の事業活動に伴う個人情報を保護するため、この法人の理事、監事、評議員、奨学生選考委員及び職員等、当該事業活動に携わる者が遵守すべき基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、この法人の事業活動に伴う個人情報(以下「個人情報」という。)とは、この法人の奨学生募集、採用、給付及び指導等この法人の事業を遂行する上で取得した本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、学校名及びその他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(個人情報の内容)

第3条 個人情報の内容は、別に定める。

(利用の目的)

第4条 この法人は、個人情報の利用目的を次のとおりとし、この目的以外では個人情報を取得しないものとする。

- (1) 奨学生を募集するため
- (2) 奨学生を採用するため
- (3) 奨学金を給付するため
- (4) 奨学生を指導するため
- (5) 奨学金の給付が終了した後、この法人との良好な関係を維持するため
- (6) その他この法人の目的を達成するため

(個人情報の安全性管理)

第5条 個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩など個人情報に関するリスクに対しては十分な注意を払い、個人情報の安全性を確保しなければならない。

(個人情報保護管理責任者)

第6条 個人情報保護管理責任者は常務理事が担う。

- 2 個人情報保護管理責任者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用等の取扱業務に従事する者にこれを理解させ、遵守させるための措置を講ずるものとする。

(個人情報の備置き期間)

第7条 個人情報の備置き期間は、この法人の選考及び選考後の奨学生の管理に必要な(かつ相当)な期間とする。

(個人情報の廃棄等)

第8条 備置き期間を経過した個人情報は、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

- 2 個人情報に係わる書類を廃棄又は消去する場合は、廃棄又は消去方法を明確にし、常務理事の承認を得なければならない。

(個人情報の廃棄の委託等)

第9条 前条に伴う個人情報の廃棄等を溶解業者等に委託する場合は、委託先を慎重に厳選するものとする。

- 2 前項の場合においては、委託に係る契約事項が確実に遂行されていることを適宜監督しなければならない。

(個人情報の利用及び提供)

第10条 個人情報の利用及び第三者への提供は、法令に基づく場合を除き、第4条の規定に基づく利用目的の範囲で行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人又は公衆の生命、健康及び財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
- (2) 個人情報を統計(多数の個人情報を集約)し、本人を特定できない形式でその統計表を第三者に提供する場合
- (3) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

(個人情報の正確性管理)

第11条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(個人情報の開示等)

第12条 個人情報の開示、公表または照会を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、これに応じなければならない。ただし、奨学生の選考過程等に関する情報については、この限りではない。

(個人情報の訂正等)

第13条 個人情報の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を求められた場合は、厳正に本人の確認を行い、記載事項等を確認し、速やかに訂正等を行わなければならない。

また、本人の求めに応じて訂正等を行った時は、本人に対しその旨(内容も含む)を通知しなければならない。

(個人情報の証明書等の発行)

第14条 個人情報に関する証明書の発行等を求められた場合は、本人及び利用目的等を確認し、常務理事の承認を得なければならない。

(個人情報の利用停止等)

第15条 個人情報の利用停止及び消去、またはこの法人からの連絡等を拒まれた場合は、厳正に本人の確認を行い、これに応じなければならない。

## 附則

この規程は、2013年3月8日から施行する。(2013年3月8日理事会決議)